

令和3年10月20日
国立大学法人大分大学

職員の懲戒処分について

本学の職員に対して、下記のとおり懲戒処分を実施しましたので、公表します。

記

- 1 被処分者 大分大学教育学部教授 たにぐち ゆういち 谷口 勇一（男性、年齢52歳）
- 2 処分の内容 懲戒処分 停職（2月）
- 3 処分の理由 国立大学法人大分大学職員就業規則違反
- 4 対象となった行為
平成27年度から平成30年度までの間における、旅費の架空請求（5件）及び
過大請求（1件）
- 5 本学の手続
令和3年10月20日開催の教育研究評議会において審議の上、処分を決定し、
10月20日付けで本人へ通知した。

【問合せ先】 大分大学総務部人事課長 平山 浩次
TEL 097-554-8508 FAX 097-554-8055